

8.2 土壌

8.2.1 調査事項

調査事項は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーション の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施し、南エリア及び公和寮エリアについては、調査を実施した。 ・南エリアの土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。また、北エリアについては、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。 ・今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。

8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.2.3 調査手法

ミティゲーションの調査時点は、工事の施工中の平成29年1月～平成31年1月とし、調査手法は、現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.2.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.2-3 に示すとおりである。土壌に関する苦情は、平成 31 年 1 月までになかった。

表 8.2-2 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施し、南エリア及び公和寮エリアについては、調査を実施した。 	<p>土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第117条に基づく土壌汚染状況調査を実施した。北エリアについては、土壌汚染物質として、六価クロム化合物が確認された。南エリアについては、土壌汚染物質として、鉛及びその化合物が確認された。公和寮エリアについては、土壌汚染は確認されなかった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 南エリアの土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。また、北エリアについては、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。 	<p>北エリア及び南エリアについては、土壌汚染対策法第14条に基づく汚染区域の指定の申請、第12条及び第16条に基づく届出を行い、第 7 条に基づく汚染の除去等の措置（掘削による除去）を実施し、北エリアでは要措置区域の全部、南エリアでは形質変更時要届出区域の全部が解除されている（写真8.2-1）。掘削した汚染土壌は、ダンプトラックに積み込み、搬出先である場外の汚染土壌処理施設に運搬した。ダンプトラックは、場外での汚染拡散防止のため、荷台表面を浸透防止シートにて養生した（写真8.2-2）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。 	<p>今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容を今後のフォローアップ報告書において明らかにする。</p>



写真 8.2-1 汚染土壌の掘削除去



写真 8.2-2 荷台の拡散防止シート